

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日に  
おき、  
翌日  
に  
当  
り  
そ  
の  
日)

## 目 次

◇ 示 計量器定期検査の実施

家畜伝染病予防法によるひな白痢検査等の実施

土地改良事業の認可

”

昭和二十七年十二月鳥取県告示第五百七十六号の一部改正

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第二百二十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、西伯郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十四年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	時	検査区域	検査場所
五月 六日	午前十時から 正 午まで	西伯郡西伯町	西伯中央集会所
”	午後一時から 午後三時まで	”	阿賀公民館
”	午前十時から 正 午まで	”	天萬公民館
”	午後一時から 午後三時まで	”	会見町公民館
”	午前十時から 正 午まで	”	岸本町 八郷小学校
”	午後一時から 午後三時まで	”	岸本中学校
”	午前十時から 午後二時まで	”	日吉津村 日吉津小学校
”	午後三時から 午後十時まで	”	淀江町 淀江小学校
”	午前十時から 正 午まで	”	宇田川小学校
”	午後一時から 午後三時まで	”	大和小学校
”	午前二時から 午後二時まで	”	大山町役場 佐摩出張所
”	午前十時から 正 午まで	”	高麗総合事務所
”	午後一時から 午後三時まで	”	大山町役場
”	午前十時から 午後三時まで	”	名和町役場
”	”	”	”

鳥取県告示第二百二十二号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査及び豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏及び豚の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢及び豚コレラの発生予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 ひな白痢検査
  - 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
  - 2 豚コレラ予防注射
- 豚。ただし、生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法
  - 1 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
  - 2 豚コレラ予防注射 豚コレラ予防液皮下注射

別表

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
四月 十五日	淀江町	各鶏舎
" 十七日	"	"
" 十八日	"	"
" 二十二日	"	"
" 二十三日	米子市	"
" 二十四日	"	"
" 二十五日	"	"

豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
昭和四十四年四月九日から	鳥取県の区域	各豚舎
昭和四十四年六月三十日まで		

鳥取県告示第二百二十三号

昭和四十四年一月三十日付で箕蚊屋土地改良区から申請のあつた新たに  
行なおうとする土地改良（日吉津地区かんがい排水）事業については、審  
査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第  
百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定  
により次のとおり告示する。

昭和四十四年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年四月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市蚊屋一〇〇番地三

箕蚊屋土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十四号

倉吉市耳六百四番地笠原登ほか十九人の者から申請のあった数人が共同して行なう土地改良(耳地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月三十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十五号

昭和二十七年十二月鳥取県告示第五百七十六号(水防管理団体の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

表を次のように改める。

鳥取市水防管理団体

倉吉市水防管理団体

米子市水防管理団体

国府町水防管理団体

西伯町水防管理団体

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十四年四月四日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

一 日時 昭和四十四年四月七日 午後四時

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 1 県教育課程審議会委員の任命・委嘱について

2 その他